

錦町 1 号公園整備工事特記仕様書

1. 趣旨

この特記仕様書は、蕨市土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 適用

この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工 事 名 錦町 1 号公園整備工事
- ・工事箇所 蕨市錦町 6 丁目地内

3. 再生資源利用計画（実施書）

請負者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、最終請負金額が 100 万円以上の工事について、工事着手前に本工事に係る再生資源利用[促進]計画書及び工事登録証明書を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画に含め、各 1 部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用[促進]実施書及び工事登録証明書を同システムにより作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を保存する。

4. 建設廃棄物の処理について

請負者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画書を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

5. 建設廃棄物マニフェストについて

建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェスト A 票、B 2 票、D 票、E 票を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D 票、E 票の写しを提出する。

6. 工事实績情報システム（CORINS）について

請負者は、受注時又は変更時の工事請負金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後（工事完成検査結果通知後）、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録しなければならない

い。

登録対象は、工事請負代金額が 500 万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

7. 建設業退職金共済制度について

(1) 請負者が建設業退職金共済制度に基づいて共済証紙を購入した場合は、建設業退職金共済証紙の取扱要領（以下、「建退共取扱要領」）の規定に基づき、契約締結から 1 ヶ月以内に次のいずれかの書類を監督員に提出するものとする。

① 建設業退職金共済証紙購入状況報告書

② 建設業退職金共済証紙（無購入・購入遅延）理由書

(2) 請負者の現場代理人等は、建退共取扱要領の規定により「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を掲示しなければならない。

8. 施工体制台帳について

(1) 施工体制台帳

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

施工体制台帳には、建設業法において定められた書類のほか、下請負人（一次下請業者）に関する健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入状況を証する書面の写しを添付すること。

(2) 施工体系図

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

(3) 施工体制台帳等変更時の措置

受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

9. 建設発生土の搬出について

(1) 建設発生土は、土質改良プラントにて搬出するものとする。

下記に示す土質改良プラントへの搬出を想定しているが、別の施設を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得ること。

土質改良プラント 戸田市笹目5丁目地内 五葉建材（株）エコプラザさいたま
運搬距離 3. 9 km

（２）請負者は、500 m³以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例（埼玉県土砂条例）に基づき、土砂排出届出書を受理担当機関へ提出する。

（３）請負者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出すること。

10. 建設廃棄物の再資源化等について

（１）請負者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設としなければならない。

なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）が廃棄物となったものである。

（２）請負者は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」を施工計画書に添付して提出するものとする。

（３）請負者は、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づき再生資源利用[促進]実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

（４）請負者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

11. 舗装切断時の濁水の処理について

（１）請負者は、舗装切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理すること。

（２）請負者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約書を締結しなければならない。また中間処理業者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）にて管理できるものから選定すること。

（３）濁水の運搬は、元請負者が行うこととする。但し、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥の運搬許可のある業者に委託するこ

とができる。

(4) 請負者は、施工計画書に舗装切断時に発生する濁水の収集・運搬・処理に関する計画書、請負者と処分業者との契約書写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。

また、請負者は濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥の運搬許可のある業者に委託した場合は、請負者と運搬業者との契約書の写し及び運搬業者の許可証の写しを添付すること。

(5) 請負者は、工事完了後速やかに産業廃棄物管理票（マニフェスト）の D 票及び E 票の写しを監督員に提出すること。

また、請負者は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥の運搬許可のある業者に委託した場合は、B2 票の写しも監督員に提出すること。

但し、濁水を生じないなどの環境に配慮した工法があり、発注者が認めた場合は、これによらなくてもよい。

(6) 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。

1 2. 再生資源の利用について

再生資材の利用を促進すること。

1 3. 法定外の労災保険の付保について

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

1 4. 他工事との工程調整等について

本工事と他企業の工事が競合する場合、工程等について調整を図ること。

1 5. 枯補償

植栽樹木等が工事完成引渡し後 1 年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね 2/3 以上となった場合、又は通直な主幹をもつ樹木について樹高のおおむね 1/3 以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様な状態になると想定されるものを含む）となった場合には、請負者は当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、発注者と請負者とが立会いのうえ行うものとする。